

指導医療官（医科担当）採用のご案内

指導医療官（医科担当）とは

厚生労働省の地方支分部局である地方厚生（支）局では、医学上の専門的知見から、保険診療の取扱いや診療報酬請求の内容等について、保険医療機関等に対する指導・監査等を行う指導医療官（医科担当）を募集しています。

身分は国家公務員（厚生労働技官）です。

一般職同様、育児や介護との両立がしやすい勤務条件となっています。

主な業務内容

○集団指導・個別指導等

- ・ 保険医療機関及び保険医に対して、保険診療の取扱いや診療報酬請求事務、診療報酬改定内容について、集団指導又は個別指導等を行います。

○監査

- ・ 診療内容又は診療報酬請求に不正又は著しい不当が疑われる保険医療機関に対する監査を行います。

○指導・助言

- ・ 保険者、審査支払機関、保険医療機関及び保険医に対する診療報酬の疑義照会、点数表解釈等に関する指導助言を行います。

採用基準及び勤務条件

採用基準	<ul style="list-style-type: none">・ 医師免許を有する方で、病院又は診療所において原則として5年以上の臨床経験が必要です。（65歳未満）・ 上記に加え、大学病院等に勤務している方、又は退職後おおむね2年以内である方で、高度で専門的な知識・経験を有する方を、期間を定めて採用することができます。 （以下「任期付採用」という。任期は最大5年で、年齢制限はありません。詳細は各地方厚生（支）局管理課にお問い合わせください。）
勤務条件	<ul style="list-style-type: none">・ 国家公務員（厚生労働技官）として採用されます。・ 勤務先は、地方厚生（支）局（全国8か所）の医療課又は指導監査課及び都府県事務所（全国39か所）になります。・ 採用となった地方厚生（支）局内の指導医療官ポストに配置されます。 （ただし、配置後は勤務先を異動することは基本的にありません。）・ 勤務時間は、原則として8時30分から17時15分となります。 （フレックスタイム制度や早出遅出勤務、育児短時間勤務制度があり、勤務開始時間と終了時間を変更することも可能です。）・ 休日は、土曜、日曜、年末年始、祝祭日です。・ 休暇は、年次休暇（年間20日間、最大40日間。1時間単位での取得も可能）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚や出産に伴う休暇等）、介護休暇があります。・ 一部制限がありますが、所定の届出を行った上で兼業が可能です。

(参考) 指導医療官の医療機関での診療行為に関する兼業

1. 兼業の許可の目的

- 自己の臨床技術の維持、専門医資格等の維持・取得のために行う兼業であること
- 単なる報酬目的の兼業ではないこと

2. 兼業可能な指導医療官

概ね50歳以下である、医療職俸給表（一）の2級以下である医科担当の指導医療官

3. 兼業の勤務制限

(1) 勤務時間外であること

(翌日が勤務日の兼業の場合、22時を超えないこと)

(2) 年次有給休暇中の兼業は認められない

(3) 職務（指導医療官）と利害関係のある保険医療機関

① 医療課所属の指導医療官は、厚生局管内の保険医療機関における兼業は認められない

② 都府県事務所所属の指導医療官は、所属都府県内の保険医療機関における兼業は認められない

4. 兼業許可に当たっての審査

厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室及び保険局医療課に設置されている兼業審査会に対し、事前に兼業許可申請が必要

給与・福利厚生等

○年収（見込み）

- ・約1,000万円～約1,200万円（給与・手当を含む。）※勤務地や採用時の年齢等によって異なります。
- ・一般職の職員の給与に関する法律に基づき、医療職俸給表（一）が適用され、経験年数等に応じて給与が決定されます。
- ・扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当などが支給されます。

○宿舍

- ・希望により公務員宿舍の貸与が受けられます。

○社会保険制度

- ・国家公務員共済組合に加入します。（厚生年金制度の適用）

○定年等（任期付採用には定年はありません）

- ・定年は65歳になった年度の3月31日です。（注）
- ・定年後、1年更新で最大3年間の勤務延長ができる制度があります。
（最長で68歳になった年度の3月31日まで）
- ・68歳以降は、保険指導医（非常勤）として勤務可能です（年齢制限なし）。

（注）令和5年度から定年65歳が2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年度に70歳になります。
また、令和13年度以降は、最長73歳になった年度の3月31日まで勤務延長の可能性がります。

	現行	令和5年度～ 令和6年度	令和7年度～ 令和8年度	令和9年度～ 令和10年度	令和11年度～ 令和12年度	令和13年度～ 【完成形】
定年	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳

給与・福利厚生等（つづき）

○子育て支援の推進

- ・仕事と家庭を両立する仕組みが整備されています。

育児休業：子が3歳になるまでの間、男女を問わず取得できます。取得は、原則として同一の子について2回まで可能です。

※ 育児休業中は給与は支給されません。期末手当、勤勉手当は休業期間に応じて減額して支給されます。

育児短時間勤務：小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、短時間の勤務が可能です。

育児時間：小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員であれば、1日の勤務時間の始めまたは終わりに2時間の範囲で育児時間を取得できます。

※ 育児短時間勤務及び育児時間の給与は、勤務時間数等に応じた額が支給されます。期末手当、勤勉手当についても、それぞれの基準で除算等されて支給されます。

○専門医資格の更新

- ・日本専門医機構における専門医資格の一部（※）に関しては、保険医療機関等に対する指導・監査業務について、指導医療官が既に保有している専門医資格を更新するために必要な診療実績とみなされています。

（※ 基本領域19専門医中、10の専門医については条件付き又は無条件で診療実績とみなされています。）

○外部医療機関等での研修

- ・指導医療官の業務に支障が生じない範囲で、週1日を限度として、最新の医療技術を有する大学病院等で診療や研究に参加することができます。

現役指導医療官の声（子育て世代向け）

（A 厚生局 指導医療官）

指導医療官の主たる業務内容としては、保険医療機関や保険医に対して、保険診療に関する指導・監査を行うことを担っています。日々の業務の中では、指導・監査当日以外はデスクワークが主体ですから、時間の都合については、かなりの部分を自分で調整することが出来ます。実際、私の場合は、子供の送迎の都合や学校行事の際など、フレックス制度や時間休・有休を利用しています。「上司や同僚の顔色を伺うことなく仕事の調整ができる」という点は、仕事と家庭の両立を少しでも円滑に図る上で、とても大きな要因であると思います。

また、実際の業務においては、指導・監査を行うにあたって、多くの医療機関の診療報酬明細書に目を通すことになります。これは大学病院から地域中核病院、法人・個人開設の診療所に到るまで、様々な医療機関の様々な診療科目にわたります。「診療報酬明細書」というのは、リアルに現場で行われている診療行為に対する明細書ですので、これを通して現時点での日本の「保険診療の実態」が垣間見られることになります。診療報酬点数自体も2年に1度改定されますし、新たに承認される新薬や医療技術もあります。自分の医学知識を **up to date** なものにする必要もあり、臨床現場とはまた異なる視点とはなりますが、日々勉強の楽しみもあります。そして指導・監査当日には、医師をはじめ医療職の方を相手に対人業務となります。それまでの専門的知識や経験を基に、指導医療官個々それぞれの指導の形があると思います。何科の専門であれ、それまでの経験が生かされる場であると思います。

最後に、臨床を離れることに対する不安や、具体的なイメージがわからないといった漠然とした不安もあるでしょう。少しでも興味をお持ちでしたら、まずはお近くの厚生局まで、気軽に問い合わせさせてみてはいかがでしょうか。

（B 厚生局 指導医療官）

「どうすれば、医師として責任を持って働きながら、家庭の事にもある程度落ち着いて取り組めるか？」というのが、臨床現場で働く私の大きな課題でした。ある日、勤務先の医局の談話スペースに置かれた指導医療官の募集要項を偶然発見し、「世の中にはこんな仕事（指導医療官）があって、こんな働き方（フレックスタイム制）もできるのか」と興味がわき、その日のうちに問い合わせました。

指導医療官の業務の大半を占める「個別指導」では、診療報酬明細書（レセプト）の内容について、カルテを拝見し被指導者の先生にお話を伺いながら、診療報酬請求が正しく行われているかを確認していきます。そのため、医科点数表に関する知識、法律の知識、医学的知識等が必要となり、指導当日までに準備をしていきます。私はこの仕事に就くまで「医科点数表の解釈」という本を読んだ事が殆どなく、保険診療に関わる法律等についても初めて知る事も多く、調べながら知識を蓄積していています。また、全科が指導対象となるため、医師国家試験対策以来目にする内容も少なくなく、医学の進歩・診療の変化に驚き感心しつつ勉強しています。さらに、経験豊富な事務官の方々や保険指導医の先生に教えていただきながら、指導前打合せを含めコミュニケーションを図り、疑問を解消して指導に臨むようにしています。指導後は毎回反省すべき点がありますが、厚生労働技官（医系技官）としての専門性を自覚し、責任を果たしたいと思っています。

私の職場では、職員の方々が和やかな雰囲気の中で相談・協力しながら業務に当たっており、医療スタッフの中で患者さんを相手に働いていた頃とは勝手が違い戸惑う事もありますが、これまでの自分の考え方・やり方を見直し、より良い方法を模索しています。予定された指導等の日程を目指して計画的に準備を進める事ができ、指導日以外は時間外勤務もなくオンとオフが明瞭で、更にフレックスタイム制や各種休暇制度も活用する事で、ワークライフバランスが保てるようになり、大変有り難く思っています。

現役指導医療官の声（ミドル世代向け）

（C厚生局 統括指導医療官（年齢60歳台））

私は以前、外科の自衛隊医官であり、腰痛と老眼による人生第二の手術への恐怖感から、定年退官を目前としつつも臨床を離れることを決意し、現職に入りました。その時、指導医療官をなさっていた外科の恩師からそれまでも幾度か仕事内容をお聞きしていたことも理由の一つです。当初は、開業しておりかつレセプトの審査委員までしている弟からは「兄ちゃん俺たちの敵に廻るだか（信州弁）」だとか、監査の立会に入って下さった医師会理事の先生からは「先生の仕事は同業者を罰しなくてはいけないから大変だねえ」などと言われたこともありましたが、しかし、つい勢いから、きちんとした医療を提供している医師達を守るためですなどと宣わってしまい、以降このような言葉は聞かなくなりました。

指導が単純に医学管理料や在宅療養指導管理料の算定要件が診療録に記載されているか否かの確認だけであれば、医師たる指導医療官は必要ありません。今までの臨床経験を生かして、被指導医療機関の診療内容をより適切に評価するのが指導医療官の役割だと思っています。世界的にも評価の高い日本の医療保険制度の中で、しかも限られた医療資源の範囲でより良質な医療を提供しようとする医師や医療施設を護るのが指導医療官の仕事だと思っています。また、この考えは医師会や審査支払機関の仕事にも共通することであり、社会的にも非常にやりがいのある分野と感じています。

公務員の組織では大抵は所属異動を繰り返し昇進していくのですが、医科指導医療官は異動がなく、仕事上も上下関係の立場を感じることなく、マイペースで仕事ができるといったところも気に入っております。土日、祝祭日、夜間に呼び出されるといった事もなく、自分の時間を十分に活用できるようになったのは初めてです。贅沢をもう一つお願いできるのなら、近年男性にも取得推奨されている育児休業ですが、孫の育児にも対象が拡大されると嬉しいです。

（D厚生局 指導医療官（年齢50歳台））

医師免許取得後、小児外科医として大学病院や小児専門病院で21年間、臨床に従事した後、指導医療官として勤務しています。きっかけは、年齢が四十歳を過ぎた頃より、当直や深夜の呼び出しが体力的にきつくなったこと、さらにその後、近視に老眼が加わって視力の衰えが顕著となり、外科医として小児の手術、とりわけ新生児・未熟児の体にメスを入れることに不安と恐怖すら覚えるようになったことです。

当時大学病院長を務めていた、医局の教授に相談したところ、医師免許を有する行政官で、通称「医療Gメン」と呼ばれる職種があることを知りました。臨床経験を生かしつつ、日本が世界に誇る「国民皆保険制度」を死守するという使命に、新たなモチベーションをかき立てられました。職場には、理系出身者ばかりの病院と異なり、法学部など文系学部出身の事務官が多く、中には音楽学科を卒業した同僚もいます。様々なバックグラウンドを持つ仲間と、臨床とは異なった視点から意見交換を行うことにより、日々新たなアプローチ法を学んでいます。

健康面では、規則的な勤務時間に加え、退庁後のスポーツジム通いのおかげで、メタボリックシンドロームの数値が劇的に改善し、臨床医を続けているより遥かに長生きできると確信しています。もっとも希望すれば、再び臨床の現場に戻ることは可能ですし、かつての同僚の中には厚生局での業務経験を活かし、大学病院で診療情報管理室のトップとして活躍している人もいます。厚生労働省の医系技官の中でも、豊富な臨床経験を積んだ指導医療官は貴重な存在です。臨床で培ったノウハウ、現場感覚を医療指導監査の分野で活かしてみたい人は、セカンドキャリアの選択肢として、是非検討してみてください。

各地方厚生（支）局の採用ページのリンク先とQRコード

○北海道厚生局（所在地：札幌市）

（管轄：北海道） ※現在は募集していません。

○東北厚生局（所在地：仙台市）

（管轄：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/somu/sidouiryoukanbosyuu.html>



○関東信越厚生局（所在地：さいたま市）

（管轄：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県）

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/saiyo/290530.html>



○東海北陸厚生局（所在地：名古屋市）

（管轄：富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/saiyo/index.html>



○近畿厚生局（所在地：大阪市）

（管轄：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/saiyo/index.html>



○中国四国厚生局（所在地：広島市）

（管轄：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/saiyo/index.html>



○四国厚生支局（所在地：高松市）

（管轄：徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/saiyo/index.html>



○九州厚生局（所在地：福岡市）

（管轄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/somu/saiyo/toppage.html>

